

皆さまおはようございます。

8月には2度の臨時会議を開催していただきました。議員各位のご協力に深く感謝申し上げます。

9月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題等につきまして、少々お時間を賜り所信の一旦を述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、8月に入り、急激に感染が拡大し、新規陽性者数は、4日には初めて100人を超え、24日には過去最大となる234人を記録したところです。

こういった状況から、本県が、8月8日からはまん延防止等重点措置の、また、27日からは緊急事態宣言の対象地域となり、この間、外出自粛の徹底、飲食店等に対する休業要請等の実施、県立学校における修学旅行等の行事の延期や部活動の原則休止など、これまで以上に強い対応を行ってまいりました。

県民・事業者の皆様のご協力もあり、新規陽性者数は減少傾向にございますが、依然として病床の占有率は高い状況にあるなど、医療提供体制は厳しい状況にありましたことから、当初9月12日までとされていた緊急事態宣言について、9月8日に延長の要請を行い、その後、政府において、9月30日まで延長することとされたところです。

直近の状況は、昨日9月13日時点で新規陽性者32名、直近1週間の人口10万人当たりの新規報告者数は28.3人、最大確保病床の占有率は55.7%、重傷者用病床の占有率は15.4%、人口10万人当たり全療養者数は56.6人であり、おかげさまで大きく改善してきております。

県民の皆様や飲食店等の関係者の皆様方には、引き続き不自由をおかけすることとなりますが、この状況をできるだけ早く改善してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

こういった感染拡大が続く状況下で、7月23日から8月8日にかけて東京2020オリンピックが、8月24日から9月5日にかけてパラリンピックが開催されました。

オリンピックでは、本県ゆかりの選手16名が出場し、競泳では、彦根市出身の大橋 悠依選手が2個の金メダルを獲得、パラリンピックにおきましても、本県ゆかりの選手12名が出場し、トライアスロンでは甲賀市出身の宇田 秀生選手が銀メダルを、競泳では栗東市出身の木村 敬一選手が金メダルおよび銀メダルを獲得されるなど、活躍されました。

今回のオリンピック・パラリンピックは、東京都に緊急事態宣言が発出される中での開催となり、運営上、大変な困難を伴うものでございましたが、今後のスポーツイベントの開催にあたり、教訓と経験が得られたのではないかと考えています。

例えば、オリンピックでは、ニュージーランドのボートチームが大津市で、パラリンピックでは、トルコのゴールボールと視覚障害者柔道のチームが守山市で事前合宿を実施し、コロナ対策を講じながら練習に励まれ、可能な範囲で交流も実施いたしました。

コロナ禍という状況下であるからこそ、県民のスポーツの振興、健康づくりは重要であり、本県ゆかりの選手の活躍は、県民に大きな夢と感動を与えることとなりました。

今後とも、こういった大きなスポーツイベントの熱気を通じて、国スポ・障スポの機運醸成につなげ、もって県民の健康づくり、共生社会の実現につながるよう、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、防災対策について申し上げます。

8月の大雨により、全国で大きな被害が発生いたしました。本県でも、14日を中心に大雨となり、土砂災害警戒情報が広範囲に出されたことから、災害警戒本部を設置し、対応にあたりました。

11市町で避難指示等が発令され、避難所へは370名を超える方が避難されました他、琵琶湖の水位上昇が危惧されましたことから、水位低下に向けた対応を近畿地方整備局長に8月15日に要請し、同日、瀬田川洗堰の全開放流が行われました。

その他、50棟を超える家屋の床上・床下浸水、土砂崩れによる道路の通行止め、河川の護岸崩落など、住家やインフラに大きな影響を与えました。

今回の大雨により人的被害はありませんでしたが、今後、本格的な台風シーズンとなり、気象災害発生の可能性も増えることから、一刻も早く復旧するべく、被害への対応として、本定例会議で関連する補正予算案を提出させていただいたところです。

引き続き、感染症対策にも万全を期しつつ、気を引き締めて対応してまいります。

次に、県の契約の在り方について申し上げます。

本県が締結する契約は、総額で年間1千億円近い規模にあり、この契約手続きが公正かつ適切に行われ、かつ、本県の経済および社会の持続的発展に寄与することが、契約の当事者である事業者の皆様や、納税者である県民の皆様にとって、非常に重要であると考えております。

そのため、平成 28 年度に、プロジェクトチームを設置して庁内で議論するとともに、有識者や事業者など、様々な方々の御意見もお聴きし、県の契約に当たって留意すべき事項や県の契約を通じて実現しうる効果について検討を重ね、今般、条例案として提案させていただくこととなりました。

この条例案は、

- ・ 契約過程の透明性・公正性の確保や、不正行為の排除の徹底による契約の適正化
- ・ 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保
- ・ 県内企業の受注機会の増大や、県産材・県産品の利用促進などの地域経済の活性化への配慮
- ・ 環境に配慮した事業活動の推進、多様な人材の活用や、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備といった一定の行政目的の実現に向けた契約の活用

の 4 点を基本理念として、県および契約の相手方等の責務を明らかにするとともに、本県の契約の基本的な事項について定めるものです。

この条例の運用にあたりましては、契約の相手方である事業者の皆様との対話に努め、本県の契約が県全体の持続的発展に資するものとなるよう、もってより良き自治の実現に資するよう、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、令和 4 年度当初予算編成について申し上げます。

今年度の経済情勢は、第 1 四半期の実質 GDP 成長率がプラス 0.5%、年率換算でプラス 1.9%と改善の傾向となりましたものの、令和 2 年度の実質 GDP 成長率がマイナス 4.4%となったことを踏まえますと、依然として厳しい状況と認識しております。

また、現在も、本県を含め、緊急事態宣言が 19 都道府県に出されるなど、新

型コロナウイルス感染症の影響は未だ予断を許さないところです。

こういった状況を踏まえ、来年度当初予算編成にあたりましては、令和3年度に引き続き、3つの方向性をもって、この難局を乗り越えていきたいと考えております。

方向性の1つ目は、「健康しが」実現のため、新たな課題に機動的かつ柔軟に対応する施策構築であります。

コロナ禍で深刻化したメンタルヘルスの問題や出生数の減少への対応、打撃を受けた地域経済の復興などの様々な面において損なわれた本県の「健康」の回復については、感染拡大が一定収束した後も、引き続き大きな課題として残ると考えております。

また、社会のデジタル化の進展の他、地方への関心の高まり、分散型社会への志向、自然が持つ価値の再評価といった人々の価値観の変容、CO²ネットゼロ社会の実現に向けた取組の加速化などへの対応が不可欠な状況となっております。

そのため、政策の方向性として、

『こころの健康』

『次世代、子ども政策』

『活力ある滋賀づくり』

『グリーン社会への挑戦』

の4つの柱と、この柱を貫くテーマといたしまして、

「ひとづくり」

「DXの推進」

「より良き自治の追求」

の3つに重点を置き、「人」「社会」「自然」すべての面において充足した本当

の意味での「健康しが」をつくり、基本構想で掲げております「未来へと幸せが続く滋賀」の実現を目指してまいります。

これに関しまして、ここでは、特に2つの事項について申し上げます。

1点目は『グリーン社会への挑戦』、中でもCO²ネットゼロの推進です。

現在策定中の「(仮称)滋賀県CO²ネットゼロ社会づくり推進計画」では、中期ビジョンとして、2030年度における県域での温室効果ガス排出量の2013年度比50%削減という、現行目標より2倍以上高く、かつ国の目標をも上回る非常に野心的な目標を検討しているところです。

今を生きる人類の責任を自覚し、良き祖先となれるよう容易ではない目標ではありますが、県民や事業者、各種団体など多様な主体と連携・協力しながら、県としてもより一層実効性の高い施策を推進し、達成に向けて取組を進めてまいります。

2点目は、DXの推進です。

デジタル社会の実現には、住民に身近な行政を担う自治体の役割が重要となります。

国におけるデジタル改革関連6法の整備やデジタル庁の設置などに合わせ、本県では、計画的にデジタル化による変革を推進するため、「滋賀県デジタル社会推進本部」において「(仮称)滋賀県DX推進戦略」を検討してきたところであり、本定例会議において、その原案をお示しし、誰もがデジタル社会の恵沢を受けることができる滋賀県をめざすキックオフとしていきたい、と考えております。

県民の暮らしを健康でより豊かにし、地域社会の持続的発展につながる新たな価値創造を実現していくため、また、より良き自治の推進のためにも、この

戦略の積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

方向性の2つ目は、新型コロナウイルス感染症への対応です。

コロナに対しましては、来年度もしっかりとした対応が必要であると認識しています。

今後、ワクチン接種の進展や治療薬の開発などにより、感染状況に変化が生じる可能性がある一方で、更に感染力の強い変異株の出現も考えられる中で、年度当初からしっかりと対応していくことが必要だと考えています。

そのため、来年度の当初予算編成においても、令和3年度に引き続き、当初予算においてしっかりと所要経費を見込みつつ、その後の状況変化においても、機動的かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

方向性の3つ目は、財政健全化の推進です。

本年3月に公表いたしました財政収支見通しでは、令和4年度から令和8年度までの5年間の財源不足額は累計で863億円、平均で1年あたり約170億円と見込んだところです。

こういった状況に対応するためには、『行政経営方針2019』に基づく収支改善の取組をしっかりと行うことはもとより、事業の取捨選択や効果性・効率性を追求することが重要と考えております。

ただ新しいものを積み重ねるだけでなく、不要と考えられる部分は削減するという姿勢をしっかりと持つとともに、同一の効果を挙げるために、より業務量や経費を削減できる方法はないのか、同一の経費でより効果の高い方法はないか検討し、特に部局間の重複を排し、部局間の連携で施策をつくることで、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、取組を進めてまいります。

また、歳入面におきましては、国庫等の積極的な財源獲得はもとより、寄附、広告、ネーミングライツの獲得、現有資産の処分・活用といった取組をこれまで以上にしっかりと検討し、自主財源の獲得に更に力を入れて取り組んでまいりますとともに、幸せや豊かさを増すための税の議論も丁寧に積み重ねてまいります。

従来からの業務は引き続き継続する中で、コロナにも対応しながらの予算編成となりますが、県民の皆様と対話を重ね、力を合わせ、英知を結集して臨んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご指導のほどお願いいたします。

それでは、提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第 110 号、議第 145 号および議第 146 号は、一般会計の補正予算案でございます、

議第 110 号は、コロナへの対応として、宿泊療養施設の体制の強化や生活福祉資金貸付金の期間延長、プレミアム付きデジタル商品券による小売・サービス事業者応援事業などの経費を計上いたしましたほか、国内示に伴う公共事業の増額などについて補正を行おうとするもので、総額で 51 億 1, 944 万 2 千円の増額補正を行おうとするもの、

議第 145 号は、本年 8 月の大雨により被害を受けた箇所への復旧等のため、総額で 10 億 7, 312 万 1 千円の増額補正を行おうとするもの、

議第 146 号は、緊急事態宣言の延長に伴い、協力金の増額を行うため、総額で 66 億 1, 710 万円の増額補正を行おうとするもの、

でございます。

議第 111 号はモーターボート競走事業会計の補正予算案でございまして、開
催収益の増などにより、

議第 112 号は琵琶湖流域下水道事業会計の補正予算案でございまして、用地
売却の処理のため、

それぞれ増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第 113 号は、先ほどご説明申し上げましたとおり、県の契約の基本的な事
項を定めるため、『滋賀県が締結する契約に関する条例』を新たに制定しようと
するもの、

議第 114 号は、デジタル庁設置法の制定および行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の
整理を行うため、

議第 115 号は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置
に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 116 号は、国の指針の改正に伴い、知事が認定する獣医師が行う豚熱予
防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料を新たに設けるため、

議第 117 号は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行
うため、

議第 118 号は、下水道法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 119 号から議第 124 号までは、一般会計および各特別会計、ならびにモーターボート競走事業など、公営企業 5 会計の令和 2 年度決算について、認定を求めようとするもの、

議第 125 号から議第 127 号までは、契約の締結について、

議第 128 号から議第 132 号までは、財産の取得について、

議第 133 号から議第 138 号までは、権利放棄について、

議第 139 号は、県の建設工事請負契約書に基づく賠償金および遅延損害金の請求訴訟を提起することについて

議第 140 号は、県立高校において、生徒の大学推薦入学試験の受験機会を逸失させたことについて、和解を行い、損害賠償の額を定めることについて、

議第 141 号および議第 142 号は、令和 3 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 143 号は、モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、

議第 144 号は、滋賀県農業・水産業基本計画の策定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。